

(第一類 第九号)(附屬の一)

衆議院

第百五十六回国会 経済産業委員会 財務金融委員会連合審査会議録 第一号

内閣提出、株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

(一三四)

平成十五年三月十八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

経済産業委員会

委員長 村田 吉隆君

理事 阪上 善秀君

理事 竹本 直一君

理事 田中 慶秋君

理事 井上 義久君

理事 小此木八郎君

理事 北村 誠吾君

理事 佐藤 剛男君

理事 桜田 義孝君

理事 林 義郎君

理事 松島みどり君

理事 渡辺 博道君

理事 奥田 建君

理事 鈴木 康友君

理事 松野 頼久君

理事 山田 敏雅君

理事 福島 豊君

理事 塩川 鉄也君

理事 金子善次郎君

財務金融委員会

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君

理事 林田 彪君

理事 松本 剛明君

理事 中塚 一宏君

理事 上川 陽子君

理事 小泉 龍司君

理事 砂田 圭佑君

理事 竹下 巨君

理事 林 省之介君

理事 山本 明彦君

下地 幹郎君

谷畑 孝君

中山 義活君

土田 龍司君

梶山 弘志君

河野 太郎君

坂本 剛二君

西川 公也君

増原 義剛君

山本 明彦君

小沢 鋭仁君

川端 達夫君

中津川博郷君

松原 仁君

河上 覃雄君

工藤堅太郎君

大島 令子君

宇田川芳雄君

七条 明君

生方 幸夫君

上田 勇君

倉田 雅年君

坂本 剛二君

田中 和徳君

竹本 直一君

増原 義剛君

五十嵐文彦君

井上 和雄君

小泉 俊明君

永田 寿康君

遠藤 和良君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

江崎洋一郎君

上田 清司君

中津川博郷君

石井 啓一君

達増 拓也君

吉井 英勝君

植田 至紀君

塩川正十郎君

平沼 赳夫君

谷垣 禎一君

根本 匠君

谷口 隆義君

高市 早苗君

西川太一郎君

田中 和徳君

桜田 義孝君

西川 公也君

江崎 芳雄君

梅村 美明君

誠君

中嶋 誠君

林 良造君

白須 光美君

鈴木 正直君

上田 勇君

倉田 雅年君

坂本 剛二君

田中 和徳君

竹本 直一君

増原 義剛君

の整備等に関する法律案(内閣提出第四号) 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○村田委員長 これより経済産業委員会財務金融委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

各案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付してあります資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑に入ります。

なお、質疑者におかれましては、質疑時間を厳守されますようお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 財務金融委員会所属の民主党の五十嵐文彦でございます。

私は、予算委員会審議等を通じて、日本の今の経済状況の最大の問題は、産業立地の国際競争力が劣っている、これが最大の問題であるということとを言い続けてまいりました。最近、政府におかれても、競争力の問題ということを真剣に対処され始めた、ようやくされ始めたということで、随分おくれをとったなと思っているわけですが、もう一つ、今の日本経済の低迷について大きな問題があると思っております。それは、バブル経済の生成と崩壊の過程で生じたモラルハザード、この総括、整理というものがきちんとなされていないということだと思います。

特に問題なのは、責任の大きな政治家と、為政者として私は銀行経営者のモラルハザードというものが非常に大きかったと思っているわけです。

特に、自分の責任を回避したために、損を確定したくないということから、ビジネスモデルの劣った過当競争の大企業に追い貸しをして生き長らえさせた。その自己資本が減りますから、その分を、まだ生きることができると、十分活力があるはずの中小企業から貸しはがしをした。これは八十六兆円に及びます。この大幅な中小企業からの貸しはがし、そして腐った大企業への、債務者企業への追い貸しというのが不良債権を拡大させてきて、日本のマネーサプライを縮めてきた、このように思っているわけでありまして、その根本は、強い金融機関の経営者がみずからの責任逃れを、唯一最大の理由だと私は思いますが、そこを優先させてきたことが問題だ、こう思っているわけですね。

そこで、その観点からこの法案を、特に産業再生機構という仕組みを見ていきますと、まさにモラルハザードを起こした金融機関の経営者を救済することに使われるおそれが大きいという点が最大の問題だと思っております。

そこで、一つは、例えば私は、このスキームを使っていくと、どうもうまく機能しそうなものなと思っているんですけど、結果として中小企業の方々から怨嗟の声が起きているのではないかな、そういうふうには思っています。

例えば、民事再生法というのを、私は、使い方によっては、かつての倒産法制に比べて極めて機動的に運用し得る、ある意味では使い勝手のいい法律だと思っておりますが、民事再生法についても実は中小企業の皆さんから怨嗟の声が起きているというところを平沼大臣は御存じでしょうか。

○平沼国務大臣 中小企業の皆様方が、民事再生法に関しましては、ある意味ではそういう使い勝手がよくない、そういうことでの御不満は私も漏れ承っているところでございます。

第一類第九号(附屬の一)

経済産業委員会

財務金融委員会連合審査会議録第一号

平成十五年三月十八日



を一挙投入して十分な引き当てをさせて、いわゆる貸しはがしや貸し渋りをなくしなさいということをやっているわけですね。そして、結果として国有化なりしてしまうかもしれないけれども、そうやってだめな銀行経営者に十分責任をとらせる、そして銀行経営の責任の主体を変えて新しいビジネスモデルを構築させるということが必要だということをお願いしているんですね。今のやり方では、今の経営者を温存し、今のビジネスモデルを温存し、結果としては、買い取ってホールドするだけの存在になってしまうという可能性が高いということなんです。だからこそ、私は先ほど、モラルハザードということが大事だと。この仕組みだと、だれが責任をとるのか、最初に貸した貸し手の責任はだれが一体とるのかという問題が全部あいまいになってしまう。

そして、このスキームでは、もしこのスキームを使っても、失敗しないようにすると言うかもしれないけれども、失敗が出るかもしれないから、二次ロスが発生するかもしれないので、二次ロスを発生させないということを法案にできないとおっしゃったわけでしょう。それだったら、ある程度二次ロスの発生があり得るということを想定しているわけですから、責任の所在も想定しなきゃならないはずじゃないですか。

機構の社長が責任をとるのか、再生委員会の委員長が責任をとるのか、それとも、最初の貸し手である銀行は全く責任をとらなくていいのか、一体だれが、大臣がとるんですか。だれが責任をとるのかというのが極めて不明確なスキームになっているというところが最大の問題点です。

○谷垣国務大臣 貸し手の金融機関の責任という意味におきましては、再生計画の中でやはりこの事業再生計画を深掘りする、そういう中で、金融機関にもそれぞれ責任をとっていただかなければならない計画に多分なると思うんですね。それはやはり債権放棄ということでございます。それから、多くの場合には、そうやって経営してきた方々の責任をどうしていくかというのも多分再生計画

の中に入ってくる場合が一般的であろうというふうに思っています。

それで、今の二次ロスという点では、個々の再生計画については、成功するものもあれば、失敗するものもやはりあるだろうと思えます。ですから、最後にこの機構を開めるときに全体でどうなっているのかということが我々の問題であるわけでございます。閉めるときは、先ほど申しましたように、もし黒が出ていればこれはまことに問題がないわけでありますが、赤が出てくる場合には、まず第一は出資で埋めるといことになるわけですね。出資でも埋められないということにできれば、予算措置をして国が補てんをできるということにしております。しかし、その場合でも、できるという責任といたしますが、最後に負担をさせるのが妥当かということがまだ詰められませんが、明らかにしております。

それから、その上で、では責任はどうかということになってまいります。行政的には主務大臣が責任である、これははっきりしていると思えます。それから、この機構の経営上、運営上の問題点については社長が責任をとる、こういうことでございます。

○五十嵐委員 大臣がずっと大臣を務めるということ、日本の仕組みの中では考えられないわけでありまして、責任の所在がやはり結局はあいまいになる。出資の範囲内と言えども、では、出資の範囲内でロスはおさまるんですか、多分。その場合に、失敗したケースでは多分おさまらないでしょう。それは十分な説明にならないと私は思います。

それから、では、そのような仕組みをつくるんでしたら、なぜRCCを使わなかったんですか。RCCとの関係はどうなっているんですか。

○谷垣国務大臣 RCCは、もうこれは委員もよく御承知のとおりであります。出発点は、やはり債権の回収ということを目的としてつくられた組織であります。そして、いわゆる破綻懸念先以

下の債権を買い取って回収していく中で、その中でやはり再生できる資源があった場合には再生をしていくということ、かなりの成功例も出した、こういう仕組みでございます。

これに対して機構の方は、債権の回収ということが本来の目的ではなくて、有効な経営資源をそのまま散逸してしまうのは余りにも国民経済的に負担が多過ぎるということで、再生できるものは再生させていく、そちらの方が主眼になっております。

ですから、目的は競合することがあり得るわけですが、何というんでしょうか、組織のつくり方が、債権回収を目的としているのか、それとも事業の再生を目的としているのかということによってつくり方が違っているということだろうと思えます。

○五十嵐委員 それは、RCCの中に事業再生本部があるわけですよ。それを再生専門にさせればいいわけですよ。二重の仕組みをつくっているということになっていくんですね。これは、今の行政改革の考え方からすると反するんじゃないでしょうか。

それからもう一つは、競合はあり得るというわけですね。そうすると、RCCがメインの銀行から債権を買って、準メイン以下を再生機構に買わせると、結局、そっくりそのまま不良債権を国が肩がわりするということになるんじゃないでしょうか。そのことを排除しないのはどういふわけですか。

○谷垣国務大臣 競合があり得るというのは、ややちよつと、余り正確な表現ではなかったと思います。委員御承知のように、RCCは破綻懸念先以下を扱う、こういうことでありますし、目的も選好しているものが違う。それから、機構の場合は主として要管理先を対象とする。しかし、これはあくまで、買い取るのは、再建可能であると判断できることを前提として買い取るわけでありまして。

それから、不良債権を結局救ってやるとおっしゃいましたでしょうか。それは、再生計画をどう立てて、どういう価格で買い取ってくるかという点に關係してくるわけでありまして、この機構は、出口を見据えて、三年の再建計画が完成したときにはどういふような市場価値を持つかということで判断するわけですので、不良債権を肩がわりしてやって、そして塩漬けにするというふうな意味合いのものではありません。

銀行に言わせてみますと、私も聞いてみましたよ、そうしたら、再生できそうところほうちでやりたいから国なんか売りたくないよということ。結局、押しつけたのは再生が難しい企業、そして不良債権になりそうところを押しつけたわけでしょう。なぜRCCがやらないかというと、RCCは高値で債権を買えない仕組みになっているから、別のものをつくって高値で買ってもらおうということなんじゃないですか。これは最初から動機が不純な仕組みになりかねないということになるわけですね。その辺を説明してください。

○谷垣国務大臣 ビジネスモデルが変わらなければならぬという委員の御主張は、私も大変共感できるものでございます。

それで、多分、私も余りこういう議論に長く時間を使う気持ちはありませんけれども、プロジェクトファイナンスがどうかとか、いろいろな問題がございます。それから、担保のとり方がどうか、そういう問題、今大きく変化しているという過程にあると思うんですね。それで、この産業再生機構も、そういう大きな、いろいろな企業経営あるいはビジネスモデルの変化の流れの中で、それを後押しするものにならなければいけないという点では、私は委員と問題意識を同じくしているのではないかな、こういうふうと考えております。

○五十嵐委員 ですから、債権をどの価格で買うかというのは、RCCとの関係では非常に重要になってくるわけですね。買った債権価格というのを公表するお考えはないですか。

○谷垣国務大臣 これは、再生計画の概要等は支援を決めたときには速やかに発表させていたと思いますが、価格が幾らかというような問題は、この機構としても次にまた売らなければなりません。そういうことを考えますと、幾らで買ったものを幾らで売るかというのは、実はこの機構が経営的に成功するかどうかのかなりコアとなる部分でございまして、その辺を全部手のうちをさらけ出してしまふのは難しいのではないかと思います。

ただ、この機構が国民から信頼されるためには透明性が必要でございまして、どこまでできるかということはいまだこれから詰めていかなければならないと思っております。

○五十嵐委員 一つのあり方は、でもスポンサーが見つかったからやるわけでしょう。ですから、スピードが大事だからこの機構をつくったというのであれば、それは公表する段階ではもうスポンサーも決まっている、再建計画も決まっている、売買価格も決まっているということなんだろうと思うんですね。それは直ちに私はやはり発表すべきなんだろうと思いますが、そういうことも考えないで秘密裏に先まで持つていく、そして最終的に五年後に開めたときにしか発表できないということですか。

○谷垣国務大臣 これは、スポンサーが事業再生計画をつくったときにあらわれていることもあれば、あらわれないこともまずあるだろうと思えますね。それから、仮にあらわれて、その方たちに機構から債権を引き取った、だくということとがあり得るにしても、彼らもまた売却をするという場合があり得るだろうと思えます。

したがって、そういうことを考えますと、やはり、かなり経営上の秘密に属する部分が多いのではないかと考えておりますが、ど

こまで明らかにできるかということとは、これから少し検討する必要があると思っております。

○五十嵐委員 結局、国民の目からよく見えないところで国民の資産が使われるということが、今の答弁だとそういう方向になってしまふんだらうと思えます。これは大変危険なことだと思えます。それだったら、私は、債務の株式化やあるいは債務の免除というものを機構の仕事から除いていく必要がある、こう思いますが、どうですか。

○谷垣国務大臣 債務免除とかそれから債務の株式化というのは、今、事業再生をするについては広く使われている手法でございまして、むしろ、事業再生をやっていく場合のいわばコアの技術だと言っているのではないかと思います。それを全部すると言われますと、この機構そのものが役割を果たせなくなるということになりはしないかと恐れます。

○五十嵐委員 いや、この仕事は本来民間でやる仕事なんですよ。サビサーがあるじゃないですか。金融機関だってそういうことを今までやってきているわけですから。国がやるということが民間の仕事の邪魔をしちゃうじゃないか、これは小泉さんの完全な今の主張なんじゃないか。むしろ、スポンサーと金融機関を結び仲人に徹すればいいんじゃないですか。

○谷垣国務大臣 何で結局こういうところに政治とか行政が関与していかねばならないかという根本問題を御質問かと思えます。

委員のおっしゃるように、これは民間でできれば私は民間でやっていただくのが一番いいだろうと思えます。確かに機運はあるんです。機運はあって、何とか民間でそういう技術や手法も伸ばしたい、あるいはそういうマーケットも育てたい、それからそういう仕事をしたいという人材もおります。だけれども、今までいろいろな方が御努力をいただいて、そしていろいろなガイドラインもつくつていた、だいて試みていた、だいてい

るんですが、いま一つブレイクスルーしないというのが現実ではないでしょうか。

例えば、やはり、そういうものを阻んでいるのは何かというのいろいろあると思いますが、関係者が多くいてどうも話がまとまらないとか、それから、そういうものを処理していくときのいろいろなマーケットというものが未成熟であるとか、それから、さらに再生を進めていくには異なった金融機関で合併なんかさせなきゃならない場合があると思いますが、なかなか話が進まない、そういうあたりのいわばモデレーターとしてこの中で機運があるものを動かしてやる、そういう意味が私はこの機構にはあるんじゃないかと思っております。

○五十嵐委員 そうじゃないんですよ。結局は、銀行の体力がないから国が肩がわりしなきゃいけないということなんですよ。その銀行の体力というのは何かというと、それは公的資金の注入で十分補えるはずなんです。ところが、それをやる銀行経営者の責任を追及されるから、それが嫌だから自己増資ということになって、自己増資でもせいぜい株価の低落部分の一部を埋めるぐらいにしかならないから、だから国が助けてくれ、こういう話じゃないですか。だから、これは、堂々めぐりに戻ってしまうけれども、このスキームそのものが銀行を助けるスキームになっている。しかも、銀行を助けるんじゃない、銀行の今の経営者を助けるスキームにしかかっていない。

実際に聞いてみれば、メイン寄せという事態はもう大体済んでいるんですよ、実際には。不良債権のメイン寄せは大体もう終わっているんです。今さらこの時期になって国がやらなければいけないというのは、結局、体力が弱った銀行を助けてやろう、新たなお金を入れる仕組みをつくつてやろうというだけなんです。これは大変問題がある。

今、きょうの御答弁を聞いても、まだまだ説明すべき事柄が残っていると思います。私どもは十分な審議を要求して、とりあえずの質問を終わります。

○村田委員長 達増拓也君。

○達増委員 産業再生機構という名前でありまけれども、直接的には個別企業再生であり、また銀行再生、特に大銀行、主要銀行再生のための機構なのではないかという疑問がわくわけでありま

す。そこで、谷垣大臣に伺いますけれども、そもそも小泉内閣の構造改革というのは、非効率な企業、これは銀行も含むんだと思えますけれども、そういうものには市場から撤退してもらう、そして新しい分野にどんどん移ってもらう。これは、竹中平蔵経済財政大臣のもとで編まれた経済財政白書に、構造改革というのは資源配分を変えること、非効率な部門から効率的な部門に人やお金が移っていくことだ。

そこで、非効率な企業や銀行には市場から撤退してもらうということで、小泉総理大臣は、あの有名なエピソード、ある大手建設会社が破綻したときに、これは改革が進んでいるということですが、改革が進んでいる証拠だと小泉総理がおっしゃったわけでありまして、個別企業が破綻していくことは小泉構造改革の趣旨だったはずであります。また、竹中大臣は、これもまた有名なエピソード、ノー・バンク・イズ・ツービッグ・ツーフール、大き過ぎてつぶせない銀行なんてないんだということで、大銀行もまた破綻の可能性、市場から撤退する可能性があるということをおっしゃっている。

そういう今までの小泉内閣の構造改革の方向性からすると、あえて個別企業を再生する、そして、銀行、特に大銀行を支える今回のこの産業再生機構というのは政策転換、今までの小泉構造改革からすると政策転換なのではないかと思われま

す。この点、いかがでしょう。

〔村田委員長退席、小坂委員長着席〕

○谷垣国務大臣 構造改革について、達増委員がおっしゃった細部については同意できないところもございまして、大きな意味では、効率の悪いところは退場していた、だかなければならないし、資

源を伸びていくところに回していこうというのは、大きな政策の流れはそのとおりだと思ひます。

しかしながら、個別に、現実を見てみますと、日本の企業の中には、コアの事業は優秀なものを持つていて、優秀な技術力や優秀な商品開発力を持つていて、あるいは労働力も非常に質が高い、そういうものを持ちながら、不採算の事業部門を抱えてしまつて、そこに大きな過剰債務を抱えてしまつて、それに足をとられてにっちもさっちもいかないという企業がこればたくさんござい

ます。それを全部、退場すべきものは退場だといつて退場させてしまえば、それは貴重な経営資源を散逸させることになるし、また雇用にも非常に悪い影響を及ぼしていくということで、そういう貴重なものを持つていて経営資源は、過剰な債務からやはり切り離してやつて生かしていくという方法を講ずるといことが、日本国民経済の上からもあるいは雇用の上からも、求められている意味のあることではないかというふうに私は思つております。

そういう役割を果たしながら、先ほど個別の企業再生と言ひましたけれども、同時に、しかしそれは、過剰供給で競争力が落ちていくところをみんんで、ゾンビが生き返つてみんんで足を引っ張つてみんんで弱るというようなことをしてはいけませんから、それは過剰供給構造を排除していかねばならぬわけですが、そういう個々の事業再生を深掘りをして行うことによつて、結果として全体のその分野の競争力といひますが、過剰供給も是正していくことではないかと思ひます。

それから、大銀行を助けるためだといふふうにおつしやいましたけれども、これは、再生計画の立て方、そしてその債権を買うときの価格というものをごとうするかということによつて、これを非常に甘く、ずぶずぶにしていけば救つてやるといふことになるわけですが、ここをきちんと立てて

いけば、必ずしもそういうことにはならないといふふうには思ひます。

○達増委員 倒産、失業をどんどんふやすことが構造改革というのは、これは私の考えではありませんで、小泉総理や竹中大臣がそういう趣旨の発言を繰り返されてきたということでありま

す。倒産、失業というのは、特に失業というのは基本的に好ましくないことでありまして、実際、市場からの撤退を、中小企業、個人、多くの企業や個人が今余儀なくされて、平成十五年、これは政府見通しでも、失業率は五・四から五・六%に上る。

そのように、市場からの、一時的であつてほしいんですが、一時的撤退を余儀なくされる個人がふえる一方で、では産業再生機構がどういう企業を再生させていくのかということに関心が集まると思ひますが、過剰供給構造ということをおつしやいました。過剰供給構造というのが今回大きなキーワードだと思ふんですが、この法案の中でも、著しく需要を超える供給のあるようなそういう事業分野、それを過剰供給構造と呼ぶというふうな定義がなされているんですが、現在どういう分野にそういう過剰供給構造があると政府の方では見ているんでしょうか。

○平沼国務大臣 過剰供給構造というのは、特に指定はしておりません。しかし、例えば半導体の分野なんかは、技術的なポテンシャルがありましかれども、しかし、例えば半導体の状況を見ても、メーカーが乱立して、そして経営資源というのは集中的に投下できていないので競争力が弱まつている、そういうことも言えると思ひますし、あるいは、これも指定をしているわけじゃございせんが、例えば建設業等もその中に含まれる、こう思ひますし、さらに、今いろいろ問題になつております流通業等も、指定はしておりませんけれども、そういう過剰な供給構造にある、こういう形で私どもは言えるのではないか、こういうふうには思ひます。

○達増委員 では、平沼大臣に質問いたします

けれども、産業再生機構の法律とあわせて産業活力再生法の改正案が出ています。

この産業活力再生法、現行のものは、資金繰りに困つていとか行き詰まつている企業を助けるというよりは、むしろ、やる気のある、これから伸びる企業を支援していくというものでしたんだと思ひます。事業構造変更や事業革新を行う場合、そこを支援する。特に、新商品、新サービスの開発、生産、提供ですとか新生産方式の導入ですとか、そういう前向きな、これは過剰供給解消というよりは潜在需要の掘り起こし、そういう新しい商品、新しいサービスに挑戦する企業を助けるのが産業再生法の本来のあり方だと思ふんですね。

ところが、今回、産業再生機構との密接な連携ということが強調されて、確かに一部、事業革新設備、いわゆる実証一号機の導入促進みたいな前向きの部分もあるんですが、むしろ撤退戦といつか退却戦といつか、そういうところに軸足を移していくような改正になつていくんじゃないかと思ふんですね。それは、前向きな産業構造改革というよりは、当面のデフレ、企業のそういう破綻のしりぬぐいの、後ろ向きな方向にこの産業再生法が向きを変えてしまふんじゃないかと懸念するんですが、その点、いかがでしょう。

○平沼国務大臣 現行の産業再生法という、企業の選択と集中、これを促進することによりまして、今おつしやつたように生産性の向上を図つて、そして我が国の産業の活力を向上させる、これを基本理念とした法律でございまして、約三年間、期間が経過をいたしました。そして、この三年間の間に百九十件の事業の再構築の認定実績があるわけでございます。これまで当省が認定したものは十四件ございまして、それぞれ改善目標を達成しています。

他方、我が国産業全体の生産性を示すROAの推移を見ますと、この産業再生法の制定後、一たんは持ち直しましたけれども、こういう経済状況の中で再び下落に転じておりまして、回復基調が定着したとはいひがたい状況に相なつております。

その背景には、多くの事業分野において、今おつしやつた過剰供給構造が見られたり、さらには過剰債務問題が非常に深刻化している、こういうことで、企業単位で選択と集中を進めて生産性の向上を図るのみでは限界がある、こういうことでござい

ます。今回、そういう意味では、むしろ、そくというふうなことをおつしやいましたけれども、例えば、企業のこともちろんやりましかれども、企業間の中でのいいところをお互いに力を出し合つて伸ばして、結果的には産業の競争力、活力を高めていくということもやりますし、あるいは、複数の企業の中で一つの分野を大きく力を合わせて伸ばしていく、それから、新しいそういう新規のものに対しては、ばつと投資するときにはそれを後押しする、こういうようなことを通じて、決して後ろ向きじゃなくて、結果的に産業の競争力、活力がつく、こういう形で今度の改正をやる、こういうことでござい

ます。

○達増委員 時間ですので、終わります。

○小坂委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

私は、産業再生機構と財政負担の関係について、谷垣大臣にお聞きしたいと思ひます。

この機構は、銀行間の利害が対立をして再建計画が進まない経営不振の企業を対象にして、非メインの金融機関から債権を買ひ取り、企業再生を進めるといふものだとしてされております。債権の買ひ取り資金には政府保証がつけられていたために、仮に企業再生がうまくいかず機構に損失が出れば、財政負担、国民負担が発生する、その金額は最大十兆円に上る。一方で、法案では、国とともに銀行、産業界なども機構設立の拠出金を出す、こういうことになつていようであります。機構の解散時に損失があれば、まずその拠出金で穴埋めをし、埋まり切らなければ国民負担が発生する、そういう仕組みになつていようと思ひます。が、まず確認をしておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 委員のおっしゃるように、十分に買い取れるように買い取り資金の政府保証の枠を十兆円に限定しております。それから、個々の事業計画で深掘りをできるだけして、二次ロスが出ないような工夫をしなければならぬ、これは大前提でございますが、それにもかかわらず、最後には閉めたときに赤が出て、それは第一次的には出資金で埋めていく、それでも埋められない場合には国が予算措置をとって補てんすることができ、こういう定め方をしております。

○佐々木(憲)委員 そうすると、問題の当事者である銀行業界あるいは産業界の出資金が一体どうなるのか。出資金の金額が多ければ国民負担は少ない、少なれば国民負担は多くなる、こういう関係にあると思うんですね。

そこで、銀行業界に対して幾らの拠出金を求めているのか、この点について伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 まだ最終的に決まったわけではございませんけれども、おおよそ五百億程度の拠出をしていただくという方向で今調整をしているということでもあります。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、国民負担が最大十兆円というような仕組みであります、銀行の拠出金が五百億ということになりますと、当事者がいわば国民負担の二百分の一しか負担をしない、こういう仕掛けになっているわけでありまして、不良債権処理を企業再生と一体で行うための機構だといながら、当事者はほとんど負担しない、国民に膨大な負担をかぶせる、こういう仕組みになっているわけでもあります。

そこで、谷垣大臣にお聞きしたいんですが、一つの企業が経営不振になった、しかし、国民にその責任が果たしてあるのかどうか、国民に一体どんな責任があるんですか。

○谷垣国務大臣 まず最初に、十兆に対して五百億じゃ二百分の一だというのは、賢明な佐々木委員にしては、いささか誇張の過ぎた強調であるというふうに思います。個々の再生計画をきっちり立てれば、それは結果として、ロスを生まないという場合もあるでしょうし、ロスを生んだとしても買ったものが全部赤になるということとはまず考えにくい、こういうことでもあります。

それから、そもそもこういうものをつくって個別企業を結局再生させるのではないのか、こういう……(佐々木(憲)委員「国民負担」と呼ぶそうすると、それが最終的に失敗すれば国民負担になるのはなぜかと。

これは、今の経済情勢のもとで、先ほど申し上げましたように、有効な経営資源をどんどん散逸させていけば、結局は、雇用にも響いてくるし、国民経済に大きなダメージを生ずる。したがって、そこはどんと背中を押してやる必要があるというところでやっている、こういうことではないかと。

○佐々木(憲)委員 私が申ししたのは、十兆円というのは最大という仕掛けになっているということでありまして、結局、銀行は最大限五百億しか負担しないわけですから、そうでしょう。それ以上負担をしないわけでしょう。そうしますと、それ以外の十兆円までの枠の負担は全部国民がかかるという仕掛けになっているわけでありませんか。そのことを私は言っているわけですね。

それからもう一つ、国民にどういう責任があるのかとお聞きしたんですけれども、その点については全く答えずに、雇用が大変だとかいろいろなことをおっしゃいましたが、一番の責任はその企業の経営者と銀行の側にあるわけですね。その一番の責任者が全くほとんどの負担をせずに、国民に負担を押しかぶせるような仕掛けをつくった、これが私は一番の問題だと思っております。

て、企業が経営がうまくいかないといつて、大手の企業だと思いますが、国民の税金で身ぎれいにしている、民間同士で解決すればそれは済む話でありまして、どうしてこういう仕掛けをつくらなきゃならぬのか。

配付した資料を見ていただきたんですが、これまで政府は七十兆円の公的資金を準備してまいりました。来年度予算では、特例業務勘定の交付

国債と政府保証枠が廃止されるにもかかわらず、今回の産業再生機構に対する十兆円が新設されるため、公的資金枠は七十三兆一千五百億、三兆円拡大するということになっているわけでありまして、この七十兆円の公的支援策のもとで、今まで三十兆円以上が使用されております。そのうち、約十一兆円が国民負担として確定しております。

今回の新たな国民負担の仕組みは、このような国民の痛みの上にさらにそれを上乗せするということになるわけで、これはやはり国民の理解は得られないと私は思いますけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほどからの御議論は、賢明な佐々木委員としては、初めからとにかく損失があるんだ、つまり、全く一文の価値もないものを十兆円全部買い集めるんだという前提で御議論をされているように思うんですね。そこを委員が一生懸命おっしゃいますので、私もそれには一生懸命反論しなければならぬ立場に置かれて、どう深掘りしてやっていくかということ、損失の出ない工夫をこの機構はいろいろしているわけございまして、ぜひそこをよく見ていただきたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 谷垣大臣の答弁は、国民の疑問に対して、全くまともな回答にはなっておりません。

私が言っているのは、それは損失が出たり出なかつたりということはありません、しかし、仕掛けとして最大限十兆円の国民負担が生まれる、こういうことをこの法律の仕組みとして問題を指摘しているわけでありまして、なぜそういうふうな国民負担をふやす仕掛けをつくる必要があるのか。こういうのは本来、銀行と産業界が民間同士でしっかりした計画を立てればいわけでありまして、国民の負担をふやすという仕掛けをつくる必要はありませんよ、これは。今までも、公的資金をどんどん入れて何の役にも立っていない、不良債権はどんどんふえる、そういう状況をつくつて

おきながら、また新しい国民の負担をふやす仕掛けをつくるということは、やはり私は納得ができません、このことを強調して、時間が参りましたので終わります。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。

きょうは、限られた時間でございまして、産業活力再生特別措置法にかかわって、幾つか平沼大臣にお伺いしたいと思っております。

塩川財務大臣、きょうは私、大臣に伺うことはございませぬので、何か後がつかえておるといことですので、御退席いただいて結構でございます。またいつでもお会いできますので。

それで、まず平沼大臣に、この間我が党の議員も何度か話題にしておりますが、事業再構築にかかわって雇用がどうした影響を及ぼしておるかというところでございます。九九年七月の商工委員会で、故前島議員、我が党の前島秀行さんが聞いたときに、身謝野大臣が、十八条の規定にかかわってすけれども、精神規定だけではなくて、実際の問題として、十分な理解と協力を得ながら物事を進めていく必要があるというふうな認識を示されております。こういう答弁があります。

少なくとも経産大臣の認識としては、この間百九十件ぐらい、認定事業再構築計画に従って事業再構築が行われたわけですが、労使間でやたらとそれにかかわって交渉が長期に、必要以上に及んだとか不適切なことがあったとかということについては、問題があればこれは厚労省マターになるかもしれませんけれども、少なくとも経産省として、十八条の精神のつとめて、問題があるような事例というものは掌握されているのか、されていないのか。順調に運んでいるなら、そのつもりです、そうですというふうにお答えいただければ結構です。

〔小坂委員長退席、村田委員長着席〕

○平沼国務大臣 当時の与謝野大臣が、精神規定ではなくて、働く人々の理解と協力を得ながら物

事を進めていくことが必要である、こういう答弁を御指摘のとおりされております。

このような趣旨というのは、言うまでもございませんけれども、事業再構築計画の認定要件の一つとして、従業員の地位を不当に害するものではないこと、これを課しているわけでございます。その解釈というのは、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針において、当該事業再構築に係る事業所における労働組合等と必要な協議を行うことなど労使間で十分に話し合いを行うこととして、事業再構築計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと、こういうことになっておりまして、その旨公表をしております。

したがって、例えば、参考人に来ていただきまして連合の成川参考人が答弁されておられますように、これまで特段の問題がなく運用されてきた、こういうふうに言われておりますので、私どもも、特段問題はなかった、このように思っております。

○植田委員 確かに、連合の成川参考人はそういうことをおっしゃっていました。私も参考人質疑に立ちましたので、その話は記憶しておりますけれども、だからといって、私などはブルーカラーの未組織労働者のせいでございまして、そういう階級の出身者としては、組織労働者の偉いさんが言ったからといって、はい、そうですかというふうにはなりません。

そこで、百九十件の認定企業のうち、実際に労働組合が組織されていたケースはどうか。同時に、これは中小企業とは何ぞやということになれば議論になりますが、御理解されている中小企業の中で、では、そのうち労働組合が組織されたのは何ぼか。それともう一つは、一つの企業の中で複数の労働組合があつて、双方と協議をしたような例があるかどうか。

その辺、現段階でわかる範囲で教えていただけますか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。これまで全府省庁で認定いたしましたのは百九

十件でございますけれども、経済産業省が直接やりましたのは百二十一件でございます。その百二十一件について全部チェックをいたしました。まだ、ややチェック中のものもございますけれども、それで、従業員との話し合いが必要とされる企業総数が二百十社ございました。そのうち、労働組合と必要な話し合いを行ったというふうな言ってきたところが百六十六件でございます。約七八%に当たります。それから、従業員全員と必要な話し合いを行ったとしているものが二十七件でございます。これは一三%に当たります。それから、労働者代表と行ったものというのが二十件となっております。

これは、再生法の運用におきまして、労働、あるいは労働者が組織されていない場合というときには従業員全員あるいは過半数を代表する者ということ、その話し合いをしたかどうかということについて届け出てもらったものを総計したところでございます。そのうち、明示的に複数の組合を相手にしたというのが二件ございました。

以上のうち、お尋ねの中小企業でございますが、これは我々の所管のところで三十六件ございました。それで、必要な話し合いを行うべき企業数としては四十四社ございました。これらのうち、労働組合とその必要な話し合いを行ったとしているものが二十一件。それから、従業員全員と話し合いを行ったというものが十八件四一%。それから、労働者の代表と話し合いを行ったというものが五件一%でございます。

これは、きのうから、御質問の通告の後、急速集計を行つておつたものでございますから、若干変動はあるかもしれませんが、そういうことと承知しております。

○植田委員 今、明らかに、中小企業といつても、恐らくこれは大会社が資本を出してやつていて、厳密な意味で中小企業かどうかという議論になるところもあるでしょうけれども、それで見ても、いわば中小企業に、中小になればなるほど、労働者がしつかりあつて、そこでの協議というのは

まずパーセンテージ的には少ないということが一つと、わずかに二件かもしれませんが、複数の労働者と企業側が協議をしておるという場合がおります。この二件について、それぞれの組合に対して公正適正に対処したかどうかということについて把握はされておりますか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。再生法の申請の際の系統の資料の中で、必要な協議を行い、十分な話し合いを行ったということ、届け出ておりますところから、一般的な労働法規あるいは判例法理に従つて、その話し合いについて公平に行われているというふうな推定をできると思っております。

○植田委員 推定とおっしゃいましたけれども、それは組合が報告しているわけではありませんね。企業が報告しているわけですね。実際に、要するに、複数の労働組合があるというところは、やはり労働の側も企業との向き合い方というのは違うから複数の労働組合があるケースがあるわけですね。そういう場合、例えば、百人の企業の中で九十人の組合と十人の組合がありました。十人づつ人を出せといつたら、これは不公平ですね。その辺、適正にやられているかどうかということについては、これは法律上そこまで企業に対して報告をさせぬでもないとおっしゃるかもしれませんが、少なくとも十八条が担保されているかどうかということを確認する意味では、少なくともバックデータとしてその程度のこと、たつた二件なんですから、知っておく必要はあるのじゃないでしょうか。

わかりませんが、わかりませんが。もしそういうことまで調べていないのであれば、調べる必要がないという理由を教えてください。

○林政府参考人 お答え申し上げます。今の認定段階では十分な話し合いが行われたというところでございます。そこから後の話は実施段階の話になるのかと思ひます。したがって、認定段階としては、あくまで十分な話し合いが行

われたかどうかという外形標準をもって判断をしているところでございます。もちろん、もし認定後に具体的な問題が発生して円滑な計画の実施に支障を来すというような問題があれば、事業者からの随時報告聴取でございますとか、そういうことができると思ひます。

いずれにいたしましても、現在の認定の段階におきましては、十分な話し合いが行われたかどうかという外形標準をもって判断をしているところでございます。

○植田委員 もう質疑時間が終わつたみたいですが、けれども、それは、外形標準とおっしゃいましたけれども、その後どうなったかということが、要するに、十八条を実効あらしめるポイントになるんじゃないでしょうか。認定してしまえば後は終わりよという話にはならないと思ひます。

これは、時間がないからもういいですけれども、二件については、どういう状況であつたのか調べてください。それで、そちらがおっしゃるような、別に、特段、問題がその後もなかつたというのであれば、そういう報告をいただければいいし、それは調べてください。たつた二件ですから、別に期限はつけませんけれども、それだけお願いして終わります。

○村田委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。午前十一時一分散会

(参照)  
株式会社産業再生機構法案  
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案  
は経済産業委員会議録第三号に掲載

平成十五年四月二日印刷

平成十五年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K